

岩
渕
夜
話
集

岩渕夜話集

一 太政大臣従一位源家康公ハ、天文十一 壬寅年参州岡崎ノ

城にて御誕生、御童名竹千代君と申奉る、御母ハ同国

刈屋の城主水野右衛門太夫忠政の女、下野守 竹千代君

二歳の御時、離別被成刈屋へ御送り、廣忠公、田原城主

戸田弾正聳ニ被為成、其頃織田弾正、尾州より西三河

へ働出て岡崎の城を攻んとす、廣忠公勢、微なるを以て

駿州今川義元へ加勢を乞せらるゝ、依て竹千代君六歳の

御時、為人質駿府へ被遣^(遣)、戸田弾正、其節信長公へ志シ

有て、田原より船にて竹千代君を奪奉り、織田弾正方へ

出し奉る、弾正如何の思召にや熱田ニ置奉る、御実母

其頃久松佐渡守迎、織田家随身の侍ニ嫁し御座有ける

か、竹千代公取らハれ給ひ熱田ニ被成御座候由聞せ給ひ、弾正

忠へ御断を仰られ、御菓子御着類杯折々被遣といえとも

御対面ハ不叶也、河野藤蔵と申者小鳥杯進上仕、常々

御伽ニ参り慰奉りしに、御幼少の御心にも御満足に思し召

少しも御わすれ不被成、後日ニ被召出御懇ニ被遊けるよし

一 天文十八 巳酉二月六日、竹千代公八歳の御時、御父廣忠公に

遅れさせ給ふ其折節、参州安祥の城をば織田弾正忠

攻取、嫡子三郎五良^{大隅守}信廣^{信廣}を差置けるを、今川義元駿遠

三の三ヶ国の勢ニ、朝比奈備中守・候濟寺太見長老を以テ^(原)

手いたく責らるゝ、城中防兼て既ニ落城ニ可及節、弾正^(攻)

方より扱を入、竹千代君を三郎五良と取替度と有ニ付、義元

悦喜不斜、頓而三州笠寺にて引替竹千代公を受取なり、誠

六歳の御時、不慮ニ敵の手ニ入、四年目九歳の御時迄他国の御住

居被成、何の御恙もなく御成生被遊、忒度御立帰り遊され

たるを奉見、御普代衆を始御領分ニ有之所の町人百姓ニ

至る迄、餅酒を調て祝義を申上げると也、義元御申けるハ

竹千代公未幼少の儀なれハ、諸事此方より指引可致となり

岡崎衆ハさのミ同心ニハ不存といえとも、早、駿府より在番を

入、其上今度竹千代公尾州より御立帰之儀、偏ニ義元の勢

力なれハ、如何様ニも奉願と也、竹千代公、駿府へ御越被成

新両替町ニかすかの御住居、石川伯耆・天野三郎兵衛杯

其外御普代衆少々相詰御奉公申上、其外の衆は岡崎ニ罷

在、駿府の御暮成程軽き御様子也、岡崎の城本丸ハ駿河

より城代を差越、岡崎表ニハ鳥居伊賀守・松平治郎右衛門・阿部

大蔵・石川右近、此面々二三の席ニ有て、惣奉行の如くには

候得共、義元の御差函を不受してハ、諸事少しも揃ふ事

不叶、御譜代の面々気の毒ニ存る事限りなし

竹千代公拾三歳の御時、御具足御召初遊ハし、十六歳の御時

駿府の城中にて御元腹被遊、御名を蔵人元康公と御改

今川家頼兄刑部と申人の御聳と被為成、是皆今川

義元の御斗らひ也、岡崎の御普代衆悦ふ事不斜、義元

の仰ニ当年より岡崎の城へ御移り、御家中御領分諸事

御仕置をも被仰付候様となり、元康公聞し召れ幼少より
只今迄、段々御介抱既ニ岡崎の城へ帰参仕ル様にと迄、有之儀
一方ならぬ御厚恩也、任御差函岡崎へは可罷越候、併我等儀未
(しかしながら)
年若ニ候へハ、一の丸ニ罷在候、本丸ニハ山田新左衛門儀其儘被
差置可給候、諸事の異見をも請候様ニ仕度候、新左衛門ニも
其段被仰付候様ニと被仰、義元大ニ感じ、朝比奈以下の家老
共ニ向ひ、元康若輩とハ云難し、扱々分別厚き生れ付
の仁なり、年盛んニなられなハ、如何様の人ニ成れんも斗り
(註)
難し、氏真が為、能方人也と思へば我等別して満足なり
亡父廣忠存生にて罷在候ハゞ、さぞ悦ひ可被申与宣ひ泪
を流しけるとかや

一 永録三年五月、義元大軍を卒し尾州表へ出張、織田信長と
(様)
戦有、今川家、勝ニ乗して大高・星崎ニケ処の城を御取なされ、
然ルニ桶狭間と云所にて、義元備ひて五月十五日ニ不慮に
討死 服部小平太
討之 今川家の軍勢力を落し悉く敗軍ス、依
之今川持の城々大方明ケ退く、就中大高の城ハ敵地の内
なれハ、近辺ニ可申合味方の城もなし、御家中の上下批判
にも義元既ニ討死ましますニ付、今川家譜代の侍大将とも
各城を明ケ退く所、元康公御壺人此城ニ御座被成と有ハ
近頃不思議也、只今にも織田家の人数寄来り、其籓先
(旗)
御覧有ニ付てハ、猶以御断被成まじ、さあれハ迎、織田家ノ
大軍引詰、御身ニ不懸義ニ御一戦被遂し事、無詮事也

と悔んで、家老衆此趣を以御謀被申上候処、元康公被仰ハ、義
元の討死も味方の城々明ケ退くも必定の義ならん、併義元
存生の内約諾して、元康当城を預り守と云は唯^(誰)知らぬ
者なし、然ル上は早々明ケ退ケとの一左右を可致もの成ルに
今ニ其儀なし、今川家の家老共能々うろたへたと覺
ゆるぞ、然れ共夫はあの方の不念也、何れの道にも睨^与し
たる一左右を不聞、世間の風説^(訃)斗りにては当城を明退く
こと元康本意ニあらずと被仰ける、家老衆重而の御異
見^ニ、然らば山田新左衛門方へ御使を被指越、御相談を被遂可
然^与申上けれハ、元康公尤と被仰、浅井六之助・小栗大六
兩人を岡崎へ被遣、爰^ニ参州刈屋の城主水野下野守と

云は、元康公御母方の御叔父なり、此人織田方^ニて被居け
る故、近日大高の城を攻ると云内談を聞、日頃ハ元康公と
不通なれとも、さすか御親類の好を思ひ、織田家の取沙汰
にも、元康公未若輩なるといえとも、一旦の義を守て味方
の敗軍にも不構、右も左も敵の中ニ只老^人踏止り、大高の城
に被居るゝ事、誠^ニ廣忠子息程おハすると、あたら弓取
を殺すべき事のおしきよといふを聞て、急き使者を
差越、早々引退き給へと被申越といえとも、元康公ハ
少しも驚き給ハす、夫迄ハ二の丸^ニ御座有けるか、下野守
使来りて後は結句本丸へ被為入、敵寄来らば籠城可被
成との奥意なり、然ル処^ニ兩人の御使者岡崎より罷帰り、

山田新左衛門方よりも、片時もはやく御帰陣被遊可然奉存候と
御返答申上ルニ付、此上ハ迎、大高の城を被明御帰陣也、道筋
所々ニ一揆起り、御通りを防る所ニ、本多百介無類射芸の
名人、数多の一揆を射払ひ、程なく岡崎へ御帰陣也、今川家
の面々是を承り恥敷事ニ存ルト、後日ニ小倉内蔵介語り
けると也、信長も委細下野守ニ尋ね玉ひて、元康公は
義理堅く頼母敷人也と思ひ付被申となり、御年拾
九歳ニならせ給ふ時なり、大高の城より御帰陣被遊、今川
氏真へ御使者を以、義元御吊合戦被思召候付てハ、片時も
はやく尤ニ候、去ルニおいては元康も信長の備ニ向て、さび
矢の一筋も射懸、義元の御恩を報じ申度と度々仰

遣ハさるといえとも、氏真一向同心なく、仏事・法事或は茶の
会・歌の会ニ懸り忌中も過、元康公仰けるは、親の吊ひ
合戦杯するといふは、其跡をはつさぬ様ニしてこそ尤なれ、
我義元へ一ツの志も是迄なり、是悲ニ不及と仰ける
或時上野の城主酒井将監を被召寄、元康公懇ニ仰られ
けるは、当時今川家の躰を考へミるに、氏真事、親父
義元の半分も無之不器量仁也、然共朝比奈以下の家老
其外義元代二十八人衆杯と云歴々の者共、罷在候儀なれば
各心を一ツにして氏真は何にもせよ、今川家相続の処に
心を付て、諸事の儀を取斗ふ様ニ致ニおいては、久敷家の
習にて、兎や角とかゝわり可行ものなるニ、家老共の思ハク

も心々にして相談しよりもなく、互ニ身構をのミいたし
主の為にも家の為にも成り合て思ふ様子なれハ、畢竟
今川家断絶の時節到来と覺へたり、当家の事は
廣忠公御代より我等に至ル迄、如^レ形義元の介抱^ニ逢たる
筋目なれば、義元討死の砌より吊^合ひ合戦の儀、延引
不可然旨度々申遣所^ニ、氏真を始家老共も尤と云気
色もなく、結句我等噂を悪敷取成申と有れば、重々
不屈なり、是に付我等人質源三郎を捨にして思ひ
立旨あり、其方にも奥意は捨ると覺語致候へ^と仰
らる、将監承り、主の御意には親の首をも切と申候得ば
ましてや悴の儀、兎も角も^ニては候得共、義元公元来御入

魂の筋目御違被成、大事の弓箭の御家^ニ疵か付候と申
上ル、元康公聞し召、疵の付、つかぬは我等心持^ニ有事なれば
先ツ其方ハ人質を捨る覺語^を極め候へと仰られければ
将監畏候と御受申上なから、不同心の躰顔色に顛れて
御前を立、居城江帰り、元康公急^ニ御陣触被仰付、御自
身も早速御馬^ニ被召乗出させ給へハ、御家中の諸人何方と
いふ訳もなく、我おとらじと馳付奉る、中にも鳥居彦右衛門
大久保七郎右衛門・石川内記・同伯耆・平岩七之助等真先^ニ進^ン
て御供なり、将監も馬をはやめ罷歸るといえとも、元康公の
御勢進来る事、神速成事を見て、迎^とも難叶事を
斗^りけるにや、我居城へは不帰、山崎^ニ懸^り直^ニ駿河へ

落行けると也、扱上野城將監跡をば甥の小五郎ニ被下、酒井左衛門尉と改、御家老と被成ける、將監手前ニ懸り居ける同名与四郎・荒川金右衛門・柴田小兵衛・高木九助杯も今度被召御家人ニなると也

一 水野下野守信元取持被致、織田信長と家康公御和睦被成、尾州小牧ニおいて御対面被成、尤下野守罷出御挨拶也諸事御約諾の上、御神文を被遊信元も判形を加へ炭に焼て、神水杯も御両殿被召上たる残りを下野守給り納めける也、是より前ニ御名乗を改らるゝといえとも、他所の御書ニハ家康と被遊るゝハ此以後の儀なりとかや

一 永録六年正月十九日、家康公岡崎の城を御立被成、山中(祿)

御陣取り、同廿一日朝牛窪の城へ御登り被成、本多平八郎十六歳の時、牧の内にて武辺の侍牧野惣次郎と鎗を合せる也、牧野家来稲垣平右衛門と申者、分別して牧野ニ異見を加へ、酒井左衛門尉・石川日向を頼ミ降参仕、牧野右馬允御籙本被成、幸、右

馬允妻女無之付、酒井左衛門賀ニなつて御譜代衆ニ不劣とて御奉公はけんていたす、此御陣までハ御馬印白き四方に墨えんりえどごんぐじょうどにて厭離穢土欣求浄土ト云文を書たるを御持被成といへとも牧野か金の扇の印殊の外見事なりと被仰、御所望遊ハされ御馬印ニ被成、然共牧野手前ニも其儘用候様ニと仰付られ、小田陣(原脱カ)まで牧野も金の扇なり

一 同年三月廿日、設楽郡したら一ノ宮の城を御攻取被成、本多百助を

番手ニ被差置御帰陣也、然ル所其年五月ニ、今川氏真貳万の
人数を以て一の宮表へ出勢也、但貳万の内八千引分、武田信虎
を大将として、家康公、後詰被遊ける時の押へ勢と定め、残
壹万貳千の人数を以て一の宮を取巻也、家康公此告を被
聞召、貳千余の御人数にて一の宮の後詰被遊ニ付、御家中
弓箭の巧者の面々、打寄相談して、いかに氏真弓箭微
弱ニ御座候とても、家中ニハ義元以来武功誉れ有候もの
多し、其上貳万と申人数ハ味方十倍にて、殊更勢をニツに
分ケ、武田信虎ニ預ケ別軍ニ備へ、後詰の防妨を可申与有
は尤の仕形ニ候間、幾重ニも御思案遊バシ、菟角染こと(際)の
御後詰は如何ニ奉存候と申上ルといえとも、家康公御聞

入不被成して被仰けるハ、各申分其理有といえとも、侍は人身
小身共ニ信と義のニツ欠てはならず、たとへハ敵の城は攻取り
即時ニ捨れハ格別、既ニ相抱へるニ至て味方の侍を番手に
申付る上は、何時も敵寄来ルニおいては、後詰有儀兼々
覚語(悟)の前なり、然ルニ其期ニなり敵の人数か多そ、其手
段か能そとて差当る後詰をせず、番手の侍共を攻殺
させ余所よそにて見物は成まじ、惣躰、主の大事は被官の代り
被官の難義は主の救ふ斗(計)、古今武士之作法也、畢竟此
度の後詰を仕損じ討死をすといふとも、ひとへニ
家康か運の尽る所なりと覚語(悟)を極る上は、敵の手段
の能にも悪敷にも人数の多少ニも不構と仰られ、大ニ勇ミ

すゝませ給ふ御気色にて打寄せ給へば、御前ニて此上意
を承る面々は不及申、亦伝ニ承る末々の者迄、頼母敷御
大将哉と感心し涙を流さぬ人はなし、扱（さて）式千余の味方今川
家の大人数を物の数とも思ハす、先一と御先を争ひすゝむ程
に、信虎の八千の人数などハ生たる虫とも不思、左の方ニ見な
し即時ニ一の宮の城際へ押付たり、本多百助城戸を開き
備を出し、家康公を迎ひ奉れハ、無事ニ御城入被遊なり
今川家の諸軍勢是を見て、無念口惜しと云て後悔す
れとも叶ハす、此上は押（おさ）の信虎を一処ニ呼集め、急城を責（攻）
取、家康公を始老人も不洩様可致、然らば返て味方の吉
事高名といふは是なりと、ぬからぬ伊達を云てひしめく

所を、家康公人馬の喰する間御休息被遊、本多を被召連足
早速御帰陣なり、今川家積り大ニ相違して、あれ（と）云
斗（計）りニて備を立るにも不及内ニ、味方の御勢は城際を離れ
真丸ニなつて引退給ふ、本多百助申様は、今日の義は我等
腕骨の続候程ハ相働可申候、夫迄も不叶上（旗）に御座候ハゞ、御籙本
の衆ニ御苦勞懸可申与云て、手勢四百余の人数を以、信虎の
八千の備を突割、幾度も馬より下り立、敵ニ当る事度々也
然ル間ニ酒井左衛門尉・石川伯耆守・牧野右馬允兼而より御迎
備と定め置せらるゝに付、能凶を考へ場所を見合、段々に
備を押出ス、今川家は是を見て少しも御跡をしたふ事
ならず、全く御帰陣なり、扱牛之助も牛窪へ帰り、一類

共集め酒肴を設け申けるハ、家康公の御事は兼^而も承り
伝へる義なから、此度一の宮の後詰遊ハし様の御手際、古今
無双の御大将にてまします、かゝる名将の太刀かけを以てこそ
我も人も立身を遂るなれ、是繁昌^(基)の基なりと悦ひけると
なり、家康公御上落之時、山岡常阿弥、右一の宮の御働之
義申出し、武士を心懸ル程の者ハ、其節より今ニ至るまで
申出し候、近頃御名誉なりと申上れば、家康公聞し召て
夫は一向若きときの義と思へば、ひとへニ若気なりと被仰
御笑ひ被成ける也

一 式時岡崎^(或)の御城下、矢はきの橋洪水ニ流れけれハ、早速掛
渡すべきよし、家康公被仰候、夫ニ付御家老中申上ら

れけるは、兼々何レも存寄罷在候得共、ケ様の折節をもつて
可申^与存罷在候、此橋の儀は世間ニ稀なる大橋にて候へハ、夥敷
御物入ニ御さ候、夫上当時戦国の儀にも候得ば、御城下ニ箇様の
大河有之候へハ、第一御要害にもなり、旁以今度流れ捨り候
を幸ニ被遊、向後ハ船渡しニ被仰付可然奉存候と一同ニ被申上
家康公仰ニハ、此矢はきの橋のこと、代々記録にもしるし、其外
にも平家にも語り伝へて、日本國中ニ誰知らぬ者もなし、定^而
異国へも聞へぬ事は有まじ、然ルニ物入多きとて今更橋を
停止して舟渡しに申付、往還の旅人ニ難儀を懸ん事、国
持の本意ニあらず、縦何程の入用たりとも苦しからず、懸
渡し候様ニ可申付、扱また要害ニ頼といふは、人にも寄る所

有物なり、当時家康か心入ハ、一向ニ左様の趣には無之、其段は何れもの心入ニ可有事也、然者要害ニ求るには不及義なり只片時もはやく橋を懸渡し、往還の煩ひ無之様可被申付旨被仰出と也

一 織田信長に、江州小谷の城主浅井備前守儀ハ、手前身近き

縁者ニ候へハ、後々ハ我等ニ対して必定仇を可仕者ニ見届候間、只

今の内切絶し可申与存候間、兼々左様ニ思召可被下候、於其儀ハ

万一御出馬之儀頼入候事、可有之との使者なり、家康公

大躰の御返答を被遊、追付此方より酒井左衛門尉・本多百助両

使を以被仰遣けるは、浅井御絶し可被成義被仰越候以後、

思案仕見候所ニ、差当り不義も無之義には如何ニ可有御座候

今少し御見合被成可然、其内浅井ハ分別直し候へば、何可有候、左様

無之不届の仕形、諸人の目ニ余り候上は、成程御尤之儀にも存候

其せつ小谷御発向と承り候へば、縦は加勢の儀不被仰共、家康も

御見舞ニ可罷出との御口上也、信長御返答ニ浅井事段々不義の端

頭候付、御相談ニ候へ共、如仰いまた諸人の目ニ立程の事も無之上は

先々御差函ニ任置候、被入御心之段満足なりとの儀なり

一 元龜元年庚午六月廿七日、江州姉川合戦の前日、家康公信長

への御咄しニ、軍は二の手にて勝利の物也と被仰候、其節池田紀

伊守一座ニ有て是を承り、何事ニて二の手迄越させ申物ニ而

御座候哉と過言を被申、家康公聞し召、左様にも有度事

なれと何となく御挨拶被成、其後信長へ被仰けるは、明日

の合戦ニおゐては、浅井朝倉何れにても一方を我等ニ御
渡し可有候、切崩して可懸御目と被仰、信長被聞召、浅井
は我等当敵ニ候間、朝倉を御無心可申候、左候ハゞ、兼々朝倉
に心当置候人数共を只今呼出し可懸御目、何様ニも御下知
頼入候と被仰、其者共ニも御下知ニ随候様、急度可申付候与
被仰、家康公聞し召、我等事小身なれば、常々小人
数斗^社を遣ひ付て、大勢は邪魔にも可成与存候、其上心も不
存候衆中と申合も六ツケ敷候へば、朝倉人数ハ何程ニも候へ
不苦、我等手勢切ニ而一戦を可遂と被仰、信長聞召御尤ニ
候得共、左様被成候而者御手前はいさぎよく聞へ候得共、我等
を世上にて悪敷可申、せめては、二頭も三頭も御用なく共

被召連候様ニと仕度と被仰ける、家康公聞召左様に
思召儀ならば、誰にても一頭被仰付候へと也、信長誰お可進と
宣へば、家康公仰ニ、稲葉伊与守可然と被仰、信長聞召
稲葉は中にも小身ものニて候間人数も多く不持候、去ながら
御望の上は兎も角もと被仰、翌日伊与守来りて御旗本より
少し跡方ニ備るなり、廿八日浅井備前守三千の人数を真
先ニ備へるは佐和山の城主、礒野丹波守と云大剛の武者
前後左右を下知して突懸る、信長の先手、坂井右近一番ニ
崩れて、しかも味方の備へ崩れ懸るニ付、諸備へ色めく所を
浅井旗本ともの加勢一度ニどつと懸る、信長公の方三
萬五千の人数なれとも、三千の敵ニ突立られ十丁あまり

敗軍す、扱、朝倉方壱万五千の旗本の先へ、家康公御勢

五千ニて然も川を越して切懸り大ニ御勝利也、一の手は高天神

の小笠原与八郎、二の手は酒井左衛門尉、本多平八郎忠勝也

朝倉内ニて口を聞く者共多く討ル、越前一国ニ名を得し

真柄十郎左衛門と云大力も此時討死向坂トモ兄弟
三人ニて討取扱稲葉伊与守

道長も御旗本組の様ニ備へを立あるといえとも、先手ニ備の

衆にて御勝利なれハ、家康公御下知を以浅井大勢ニ切

懸ルに付て、小谷の勢敗軍す、依之信長衆も踏止り備を

立直ス、然れば、信長より壱人も加勢とては御請なき理なり

家康公御手柄不及是悲儀なりと遠国まで奉感となり(非)

一 元龜元年二月、信長公越前へ発向有、手筒山・金ヶ崎両城

(攻)責取給ふ、然ル処ニ江州浅井備前守、小谷より出張して大ニ兵威を

振ふよし注進有ければ、信長驚給ひて俄ニ勢を打入給

ふニ其跡を氣遣ひ、家康公へ殿を御頼ニ付、委細相心得候、

朝倉御跡をしたひ候とも、是にて押へ可申、御心安く御退き

可有之由被仰、信長の大軍如何したりけん、惣乱ニなりて

敗軍ニ及を見て一揆所々に起り、道を堀崩し橋をはね、

さま々妨を致に付、信長一生の難儀にて漸朽木谷へ引入

給ふ、家康公の御人数は、小勢也といえとも、少しも乱れず、

静ニ備て引退く故、道筋の一揆共山谷を隔て見物致、

指をさす事もならず、心やすく御帰陣なり

一 天正六戊子年三月、武田勝頼遠州馬伏塚へ働出らるるニ付、

家康公も御出馬の所、大須賀五郎左衛門甥ニ大須賀弥吉御軍配を背き、御旗本より先手を越し、勝頼の旗先へ乗懸高名を仕る、其段御耳ニ達し、以の外御立腹被遊向後見こりの為、御成敗可被成与被思召所ニ、本多平八郎宅ニ走り入る、家康公御自身、平八郎門前迄御越し被成、只今不罷出は、平八郎共ニ成敗可被成与被仰、酒井左衛門尉倅小五郎追懸ケ御受申上ル、扱弥吉儀は牧野右馬允所にて切腹也、弥吉其時廿一才、若輩と云、殊ニ五郎左衛門甥の儀也、旁御免可(衍字)可有を積りの外なり

一 家康公岡崎の城ニ被成御座ける時、勅使上使杯之時御馳走の為と被思召三尺程もの鯉三本生簀の中へ放し

被置ける所ニ、鈴木久三郎件の鯉の内老本取上ケ、御台所にて料理申付、其上信長より被進たる南部諸白一樽、口を切テ呑喰ひ、人々にも振廻ける、鯉も酒も拝領いたしての儀なるべしと諸人存る処ニ、程過後、御生簀を御覽被成るゝに三本の鯉、老本なし、生簀預りの坊主を召て御尋被成所ニ鈴木久三郎取上ケさせ、料理ニいたし、其身も給(食)へ人々も振廻候与申上ルニ、以の外御立腹被遊、御台所方へも御吟味被成に、弥其通なれば、大ニ御機嫌損じ御自身御手討ニ可被遊与被仰、御長刀の鞘をはつさせ給ひて、広縁ニ立せられ、鈴木を被召出、久三郎覚語(悟)少しもひるミたる気色なく、畏て候迎御路次口より罷出、其間式十間斗(計)も有而

家康公、鈴木不屈者め成敗するそと詞を懸させけれ

(衍字)

けれハ、久三郎己か刀脇指を抜 五六間も跡へ投すて大の眼ニ

角を立申けるは、抑魚鳥ニ人間を替ルといふ事か有物に

て候や、其心ニては、天下の望は成間敷候 我等儀は如何様

にも可被成与いふて、大肌抜ニなつて御則ニ^{そば}近寄る処に

家康公御長刀を捨させ給ひ、最早ゆるすと被仰て、其

俣御座敷へ被為入、則久三郎を被召出、其方忠節深き心入

之程、感じ入満足ニ思ふ故、先日鷹場にて鳥を取、城の

堀にて網を打し兩人の歩行の者共、近日曲事ニ可行と思

ひ、押込て置たりしも、兩人共ニ只今赦免するそと仰

られければ、久三郎泪を流し、私体の寸志をまかくの如く

御取上ケ被遊、近頃ありかたき儀ニ奉存候、偏ニ天下を知し

召せらるへき御瑞想と奉存なり

一 御旗本内藤何某と申もの、場数も有之、常々短気物ニ^者而

世間の咄しにも少しの事耳ニ懸ケ、言葉咎いたし、度々

喧噪にも可成程の事有之を、家康公兼々聞召、内藤

を召、其方は度々場数も有之候ものニ候へ共、世間咄し

少しの事気ニ懸、咎申由聞し召候、兼^而世間咄しニハ色々

の事有之、其内ニハ其方耳ニ懸可申事幾等も可有之、さ

ん／＼悪敷事也、其方は出陣の節、定^而此度は是悲^(非)

敵の大將か物頭を可討杯思ふべし、其心懸のことく常々

言葉咎め可致大将可有之候間、是を心ニ懸、討候^而向後

耳に懸る事有間敷と被仰けるとなり

一 家康公或時信長公へ御越被成、御座敷江御入被成ける

所、老人壺人着座なり、其時信長仰けるハ、家康公

ニはあの老人御存知被成間敷と也、誰人ニて候やと仰

られければ、信長是ハ松永弾正と申者にて候、この仁

一生の間無類の働を三度被致候、第一ニハ公方光源院殿

を殺し奉り、第二ニハ主人三好道意、第三南都の大仏

を焼失ひ被申候、此三ヶ條は尋常の人のならぬ働共に

候と被仰、家康公御座を居直り被成、松永ニ向ひて

今日初而御目ニ懸り候へ共、貴公御武辺の名誉は、

兼而承る所ニ候、向後の義、御心安く可申承と御いんきんニ

御挨拶被遊、流石の松永も信長の悪言ニ赤面して家康公

への御挨拶も睨^与ハ得不申上候と也

一 家康公御帰被成、家老中へ御物語被成被聞候由、松永が

悪事は世間ニも例すくなき儀也、但し先年信長金ヶ

崎の退候ニハ、松永能附随ひ、既ニ朽木谷ニおいては、信長の為ニ

一命を可落覚語^(悟)を定め、信長ニ向て最後の暇乞迄

仕たりと聞、夫か誠なればと被仰て御咄しを止させられ

けると也

一 天正十年二月十一日、甲州武田四郎勝頼、天目山の麓田野と

云処にて生害被成、其印織田信長公ニ御目ニ懸、信長公

宣ひけるは、其方父信玄、我等ニ対し種々の非義構へ

常々不道被行、天罪難遁其身ニせまり、国家を失ひ今
此仕合ニ成果候、最期ニ至りて思ひ知りたるべし、各見て能
気味にてはなきかと広言し給ふ、此首、家康公の
御前へ持参仕る処ニ、勝頼の首と聞召、其俣御床机より
下りさせ給ひ、先々供饗の上へ可居にと被仰、扱首ニ御向
被成いんきんなる御様体にて、偏ニ御若気故ニて候と仰
られけると也、此砌此義を両大将の御家中ニて承り伝へ
御家ニて家康公の御礼儀、厚くまします御心入の程
を奉感、末頼母敷奉存、織田家の諸人ハ万事ニ付て
事危キ様ニ思ふと也、如其勝頼滅して八十日目ニ京都
本能寺ニおいて、明智日向守か為ニ討れ給ふ、ひとへニ

(巻)
奪と怠との式ツを以若斯、右勝頼滅しての跡、甲斐の国ヲ
一円ニ信長取立の侍、川尻肥前守ニ給ふ、駿河の国を以
家康公ニ進めらる、肥前守義、貴の国近辺の義成ル間
万事介抱被成候様ニと信長公御頼ニ付、其段御心易く被
思召候へと御約諾の通り、川尻方へ度々御使者御音信を被遣御
心入被遊、然共川尻は一円過分ニ不奉存、心底ニ者家康公へ
遺恨を挟ミ、子細は武田家の諸牢人、縁引伝を求めて
御当家を望ミ奉公を頼ふニ、川尻ニ奉公せんと云侍、名
有ものは壺人もなし、ケ様の事ニ付ても種々推量を廻らし
專家康公の表裏を被成と斗り存る故、後々は百姓ニ
不限国の男女ニ至迄、駿河の国へ行事を停止いたしける

町人^ニさへ心を置、少しも身^ニ不致、漸上方より召運て下りたる
僅の家来斗^(計)を頼にて相談を遂る故、国中の義何事に
寄らず、一ツとして沙汰する義もなし、然ル所^ニ信長公他界
に付、上州厩橋の滝川左近杯も関東を捨上洛すとの説有
あれハ、川尻いよ／＼甲州^ニ在て煩ふよし、家康公聞し召
本多庄左衛門^ニ諸事の義被仰含、甲州へ被指越、何事^ニ寄
らず無心置相談被致、若も上方へ登られ度との存寄^ニ於
は、此時節信濃道ハ危く候間、庄左衛門を案内^ニて手前
領分可被出、其上心安く上洛被致候様^ニと被仰越所^ニ川尻
大^ニ疑ひをなし、奸曲の意地を以小性^ニ申付、六月十四日寅刻
寝首をかゝせけるを、庄左衛門家来共走り散りて人々^江

告る^{つげ}ニ、御家人身上有付の為妻子引越し甲州へ参り居
合たる衆中、是を聞て早々浜松へ注進申上、扱亦甲州諸
牢人はを聞、川尻不屈の由申触^ニ付、家康公^ニさへ若斯の
仕方の上は憚る処なしとて惣一揆を起し、川尻を攻亡し、首
をハ三升十左衛門と云甲州士討取、此時浜松^ニ於て本多庄左衛門
川尻か宅にて打果るとの状御披見被成、家康公仰け
るは、我信長と申合たる筋目を立随^而、川尻為を思ひけ
る処^ニ、夫を過分と思、万の相談何にもせよかしと思ひて
遣しける本多を殺害いたすこと、是悲^(非)ニ不及義也、去迎は
惜しき侍を川尻めに殺させけるもの哉と被仰、御落
涙被成、家老中被申上げるは、信長と一旦の被仰含ハ、相濟

申候、此上は御人数を被指回、川尻を御打果し被成より外ニ御座

有間敷と各達而申上候所、夫ハ川尻(脱カ)かの前にて、家康

杯かする事ニてなし、先其通よと御誂なれハ、家老中は

重而可申上様も無之、扱甲州主なし国となるを以、北条氏

政子息氏直、信玄の孫なれハ、筋目ニ付ても甲斐の国ハ取

うちなりとて、小田原より手遣ひを致すとの取沙汰なり、

御家へ被召出し甲州衆是を聞て、北条家の国となさん

事無念也、片時もはやく御人数を向られ御尤ニ奉存候、左様ニ

候ハ、古き傍輩共と相かたらひ、不日ニ御手ニ入可申与口々ニ申上

るといえとも、家康公少しも御取上ケなく、一向信玄公・勝頼

二代の間武辺数有侍の穿鑿を遂られ、直参同心ども

由緒書又は手柄の品を書付候而、御取寄被成、段々可被召抱と

の御意の趣を、成瀬吉左衛門、園部弥三郎兩人江被仰付、依之

甲州の諸牢人御家へ望を懸すといふ事なし、扱また

信玄の菩提所(恵)両林寺を焼払被申跡をも前のことく寺を

建、位牌を立よと被仰、御金を被遣、其上勝頼討死の場

所ニも一寺を建立仕れと、重々御念の入たる上意を甲州

にて承る侍の義ハ不及申、町人百姓迄伝へ承り、難有と

いふて悦ふ事限りなし、其段岡崎迄沙汰ありて、扱北条家

より人数を差向、甲州を切随んと有ニ付、甲州一国の人民

奉願、依之七月十九日始而御馬を被出、其砌甲州衆と北条

家と出合、一に黒駒、二に(恵)両林寺前へ、三三天目山、四ニ岩崎

五ニ小倉の草郷下上、其外所々のセリ合ニ数度、甲州衆勝利を得て討取所の首御旗本へ為持上ル、扱霜月ニ至り、甲州若神子ニおゐて、北条氏政と御対陣有之所ニ、家康公より北条美濃守氏親方へ御書を被遣、御使者ハ朝比奈弥太郎御書箱を首ニ懸、只壹騎馳行、何の様子となく北条家の先手大道寺駿河守政繁備へ乗懸、大声ニて是ハ家康より使の者にて候、北条美濃守殿備は、何れにて候哉と申に付、駿河守手前より案内の者申付、弥太郎、美濃守備へ行面談之上御書を渡す、美濃守氏政の本陣へ持参いたし御封じのまゝ差出ス所ニ、氏政披見有、則北条の一門家老乃面々召集め内談一決して美濃守方より御受申上意の

以後大道寺駿河守嫡子孫九郎を被召、府中の御陣所へ参上榊原式部奏者にて美濃守御前へ被召出、以後駿府にて朝暮御出合の御物語杯被遊、其上ニて諸事御賢慮の趣美濃守ニ被仰、美濃守は帰り、孫九郎は漸式部少輔方に逗留仕内ニ、重而美濃守参て和睦之儀相濟、孫九郎ニも御目見の上御暇被下、美濃守と同道ニて罷帰り尤西郡腹の御姫君を北条氏直へ御約縁組之速ウスマにて御和睦有之と申せとも、氏政の家老の倅を美濃守致同道事調ふ迄、孫九郎を甲州ニ留置れ候ハ、北条家も悉く御旗下同前の様子なり、此対陣より甲州一円に御手ニ入、北条家ハ笛吹峠ウスイを越て信州へ働き、芦田、小室の両城を責取上田真田迄も攻

一端シ北条家の旗下となる

一 天正十四年三月、北条氏政へ初て御対面可被遊と家康公

より仰遣さる、氏政より木瀬川を隔て可懸御目と申来ル

家康公仰^{ニ者}其様子^{ニて}は、両家無事とハ申かたし、木瀬

川を越て、家康可参と仰らる、酒井佐衛門尉承りて左

様被遊候てハ北条家の旗下の様^ニ相聞へ可申段、不可然^与

達^而御異見申上候所、家康公聞し召、縦は、北条家の旗

下とも、何共云へ、我等は不構にと被仰、木瀬川を渡し、三嶋^ニお

いて御対面なり、此方におゐてハ、貴所^与我等領分の境目に

城ハ被入と被仰、三嶋より御帰りの其日、沼津の城塀を北条

より御見送りの使^ニ山角紀伊守見申所^{ニて}、崩し候様被仰

付、五年已前、甲州若神子表にて北条家より人質を得て

御和睦被成て、今度は、又一向左様^ニ無御坐段いかなる御賢慮

にやと何も申奉なり

一 天正拾年、甲斐国御手遣の砌、武田家諸浪人、御家へ被召抱

二付、前々の知行高所付の相違も無之様^ニ面々、手前より書付を

差上候様^ニと有之義、曾根、岡部、成瀬三人承て、甲州へ罷越

吟味を逐ル也、夫^ニ付、信玄時代より諸事の目付を勤し、岩間

大蔵左衛門^ニも不相替、万承り正し、信玄・勝頼代のことく委

細言上可致旨被仰付、然共、流石、甲州武士なる故、武辺の

申立杯十の内、弐ツも三ツも内には申上るといへとも、偽りたる

義を申上ル者、壹人もなく、乍去所知の書付^{ニ者}少々相違成ル

も有之、其相違とハ縦は、親の隠居領、或は兄弟分知之跡式
絶たる杯を、手前へ取入高ニ結て書出スの類なり、三人の奉
行衆も其時節の儀なれば、委細の吟味ニも不及、面々指上ル
書付の通り本領安堵の御朱印を被下家督仕、是又
家康公の御内意を承り、當分、事の埒の明様ニとの儀なり
今ニ至て甲州の民家ニ、横歩の御朱印と申傳へ所持する
となり、後々御吟味の上にて右の書付相違候分ハ被召上も
有之、亦ハ人ニ寄、様子ニ寄、其位拝領も有之、爰ニ初鹿傳左衛門と
申侍有、是ハ元來、加藤駿河守式番目の子ニ而、弥五郎与申ける
者也、然ルニ、初鹿源五郎、川中島豆戰の砌、上杉謙信旗先ニ向ひ
大剛の働を遂ケ討死いたし、此者、継子無之知行上ル、信玄其忠

死を感じ、且亦、原美濃守曾なれハ、後家をも別して憐ミ給ふ
加藤源五郎^弥を傳右衛門ニ改、初鹿の名跡ニ定め、後家と一所ニ有
之所ニ、彼後家、堅女ニて、一天ニまきゆる事を恥て甲州ニて、城中
に駈込ミ、信玄の奥方ニ奉公を勤て、一生後家の道を立る
覺語^{（誓）}なり、依之後家の妹を傳右衛門妻ニ何れも取持、初鹿の
家を相續す、此傳右衛門、養父源五郎ニ劣らぬ武辺成故
家康公甲州御打入之始より、所々ニて御奉公たての、走り廻り
有之ニ付、御家へ被召出、然ル所ニ右知行付の差出し仕ル、曾根
下野、岡部治郎右衛門兩人へ渡ス、自分本領四百貫、実父駿河守
知行の内、式百五拾貫とを書入て出ス、駿河知行跡式の義
は惣領ニ而、加藤丹後の三男弥平次郎とて兩人有、傳右衛門兄弟

共有之なれハ、他家へ養子ニ参りたる傳右衛門可取子細なし
とて丹後、弥平次郎兩人と傳右衛門と兄弟の間、物言起るニ付
奉行衆相談にて、右傳右衛門差出相違之分被召上、本領四百
貫被下也、傳右衛門存分ニハ人ニより、親兄弟の知行を自分の
高ニ結び書上候をも其俣被下たるも有之中ニ、某には不被下
さえ有ニ御吟味ニ出合、面目を失ひたるは口惜きと立腹し
て最前被下たる御朱印は反胡(故)ニ成り用に立す、何程走
廻りを致といえとも引方を持ぬ者ハ何事も影の舞ニ成と
云て人々ニ向ひ悪口を申、此段岩間大蔵左衛門聞出し、日頃
傳右衛門と中悪敷ニ付幸と存一入勢ニ入て目安を認めて
差上ル故、目付衆を以御吟味の処ニ岩間言上の通り、少しも

相違なく、家康公大ニ御立腹被成、傳右衛門儀、信玄・勝頼時代
より、武功も有之者なれハ、御奉公さへ能仕らば、御取立て被
成処ニ、御朱印ニ墨をぬり、其うへ程々悪口を申と有ハ、慮外
千万重々不届の仕合なり、急度御成敗可被成思召といえ
とも、代々武辺の家ニ生れ、其身、心操も有ものなれハ、爰を以
一命を御助ケ被成と被仰渡、御改易なり、然ル処ニ次の
年四月、長久手御合戦ニ傳右衛門忍んで御供仕、御旗本に
おいて、ニ至弥次兵衛・傳右衛門式人、四月九日、合戦先ニ能高名仕
弥次兵衛儀は今日壱番の高名と早速蒙御感、然ル処ニ
初鹿も討取所の首を持、内藤四郎左衛門かたわらへ立寄て
首尾を語り、御披露を頼といえとも、前未の年御改易の

者なれば内藤も兎角不及挨拶ニ、其間十間計へだて

家康公御覽有て、傳右衛門是へ参れと御直の御意に付

御前へ伺公仕處、諸方事諸人見こりの為、一旦改易申

付るといえとも、一兩年の内には必呼返すべきと思ふ処ニ

此表へ供仕、殊更手柄の働、神妙の至なり、返すく御感な

れば、初鹿涙を流し、忝次第と奉存候所ニ、三宅弥次兵衛罷

出、我等を壹番高名と先刻御掟ニ候へ共、傳右衛門儀は私より

一町半程先ニて高名仕ると申上ル。家康公聞し召、律義

なる申分也と被仰、弥次兵衛をいよいよ御感じ被遊となり

一 天正十二年三月織田信雄、秀吉公ヲ討亡し、天下の権を

取らんと志有。依之、家臣松嶋の城主津川玄番允、黒崎の

城主岡田長門守、安賀の城主浅井田宮丸三人を長寫の城

中ニおいて成敗せらる、此三人は秀吉公と常々其間柄能

ものなれば、今度の一大事を相談被成ても中々同心いたす

間敷と推量して折檻被申付と也、扱信長公の御代御取立

の諸大名へ信雄より廻文を以被頼といえとも、池田勝入・森武蔵

守を始として壹人も味方を可致といふ人はなく、却而秀吉公へ

内通して敵の色を立る。家康公をも最初より頼ミ申といえ

とも睨々、御同心の御返答江も無様ニ重而使札を以兼而頼与存る

面々一円ニ同心無之、信雄独身と罷成、某身の上、破滅此時ニ候間

御見届被成被下候様ひとへニ頼被申る。家康公御返答

には、今度秀吉と鋒楯ニ及はれ、依之信長公の御恩に

預り候面々御頼候へ共同心無之に付、ひとへニ我等を御頼の段委細承知仕る所なり、家康においては信長公の御芳情今以少しも忘れ不申、其元の御事如在ニ不存候間、成程御頼ニ可応候。家康御見継ニおいては、少しも御氣遣ひ有間敷由被仰なり、扱秀吉公拾貳万余の軍勢を催し、既ニ大坂をさか出陣有之由風聞候へ共、家康公少しも驚不給、清洲の城へ御出張被成て、信雄へ御対面被成其後、羽黒、小幡、長久手ニケ所の御合戦ニ両度、家康公御手先ニて御勝利有、就中長久手ニおいて、井伊万千代手より鉄砲を放て森武蔵守を討落し、池田勝入をは、永井右近討取、其子紀伊守をハ安藤彦兵衛討之、秀吉公甚怒り安からざる事共哉、其後ニおいてハ我

長久手へ向ひ、家康と一軍して、森・池田ニ手向んと宣ひ、楽田を打立たまひ、竜泉寺辺迄押出さるゝ所ニ家康公かねて御心得を以、早く小幡の城へ御人数を導入させ玉ふニ付、秀吉公も手を失ひ、中途より引返し給ふ、其後秀忠公大坂へ勢を打入、重而又勢州へ働出、所々の城を被責(攻)といえども、頓而信雄と和睦致さるゝも家康公、信雄を捨させ給ハぬ故利運ニいたし難しと考を以ての義なるべしと人々申けるなり

一 甲斐国 御手ニ入砌、甲州、山形衆・一条殿・原隼人・出房殿(羽)右四家より被召出候をハ大方井伊兵部同心ニ被仰、信玄家中にて上州の小幡・上総前備へ成しか、近頃見事なり、兵部少輔

備を前備に仕れと被仰付、軍法諸色専ら甲州流也、爰に

一 天正十三年三月浜松の城にて、家康公御背中ねふとニ根太の

和田加助と申山形同前心の侍も同時ニ被召出、信玄時代上州

様なるもの、御腫物ニ出来しを佐原作十郎、前嶋長七郎、河野

箕輪の城責の刻、(岸法カ)景法 寺口にて働有之由、程過後、兵部

甚太郎と申兒小姓衆へ此根太を押出せと被仰付、いつれも

少輔へ申立るニ付、或時兵部少輔其旨を申上候処ニ 家康公

強ク押申事を仕兼、兎や角するをもとかしく思召、男の様

聞し召、廣瀬美濃、三科肥前兩人を召て、其様子を御尋

にもなきと御叱被成、蛤貝の口にてはさみ、引抜と被仰

の所ニ相違の儀なるを以、即時ニ御扶持被召放、武士道御穿鑿

若年の面々何の考もなく、仰ニまかせ、若斯致せば白キ

若斯被仰付に付、少しも偽り饒りたる儀を申事ならず

芹の根のことくなる物、壹式寸計抜出し、御目ニかけ申せハ

右加助殊の外手柄も有之者成故、鳥居彦右衛門手前ニ浪人

是ニてよしと被仰、去程ニ御腫物俄ニはれ、御痛ミ強ク

分にて、扶持方を加え差置よし、彦右衛門と挨拶悪敷者

御胸迄痛せられ、さんくの御気色ニ被為成、御家中不残

有て、密ニ御耳ニ立る所彦右衛門めハこすいやつ哉と計り

御城ニ相詰、手ニ汗を握ル、御医者衆もさまく御療治を申

被仰ける也

上るといえとも、御腫物の様子悪敷被為成、後ニは御腫物の

辺へ手の軽く障も悪敷と御意に付、御菓を付可申様も
なし、家康公の御心ニも御たより被成間敷と被思召ける
にや、家老中を召、御遺言を被遊程の儀なれば、近国ニ而
は既ニ御他界と沙汰仕る、然ル処ニ本多作左衛門御前へ罷出
先年我等腫物を療治仕ル勝屋長閑、菓を御付被成
御尤と申上ルといえとも、一円御同心無之故、作左衛門腹を立
扱も〳〵殿はむさとしたる療治をめされず大死被成事
ひとへニ御心故と申なから、近頃惜敷御命ニまします
十か九ツ迄は御本腹有之間敷与医者共も申候、千も万も
不入、此作左衛門は御先へ可参年寄候へハ、御跡ニ下りての御供ハ
成ルまし、そろ〳〵と御先へ参し、今生の御暇乞は只今

申上候と云て涙を流し、御前を罷立、御覧有て、あれとめ
よと被仰、扱々其方は気か違ひたるか、我等病氣重キ
迎未果もせぬ暇乞、縦相果候とても跡の事社尚以大事なれ
其方扱は (とりわけ) 取分 息才ニて一日も存命にて若き者共ニ心ヲ
付申様ニ可致とは不存、何の役にも立ぬ先腹・追腹と云
事や可有迎御誕被遊、其時作左右衛門申ハ、いや夫は殿それの御
申召るゝ事ニ候へ共、人ニよつての儀ニて候、我等扱は年の
式十も三十も若き時ニ候ハ、殿の様成不分別成人の御供
いたしても不レ入物ニ候へ共、某義三年八拾ニ及、若き時よりあの
陣此陣の御供をいたし、片目も切つぶされ、手の指なども
切もかれ、足もちんばニ成候へハ世間の支離かたハといふ支離

を身老人にてからけ候へハ、尋常の人前成事ニもなく候へ

ハ、今日まで殿の御情けにて御家中にて人かましく罷在候

只今ニも殿の御死去ましますニおゐては、他人迄もなく御

縁者の氏直殿を始、御持国をねらい可被申は必定也、御家

中の諸人も年盛んの殿ニおくれ、力をおとしたる上ニはか

／＼敷合戦は得仕る間敷なり、左候ハ、御跡はつふれ申より

外無之、其時迄我等存命ニ候ハ、あれ社家康か遣ハれ(こそ)

し本多作左衛門といふ、何の樂しニ命を惜しミ、存命候やと

諸人ニ後指をさゝれ候ハ、生たる甲斐もなく候、此頃迄武田

殿家中にて浅利殿として諸人の尊敬ニ逢たる仁も主人の

運かたむふけば今は御当家へ被参、本多平八か組下ニ成

て松下一堂(覚)、向坂一堂(覚)の者共の下座をへつらひ被居候を、常

／＼見申事も哀ニ候、是人の上とは存不申候と段々道理を

口説立て涙を流す、其時、家康公被仰けるは、其方申処

いかにも尤成上ハ、療治の儀、兎も角も其方ニ任セ候と被仰

ければ、長閑罷出、御薬を付候上御灸を双六の筒の大きに

して作左衛門自身ニすへて被差上、尤御内薬を被召上候処に

早速御療治廻り、其夜半計ニ御種物吹切、夥敷膿血(のうけつ)

流れ出る、作左衛門声を上げて嬉し泣ニなく、御種物頓(やが)て

御平愈なり

一 右作左衛門義、秀吉公小田原進発の砌、浜松の御城を明られ、

秀吉公を御招請被成、如形御馳走を被遊、其節ハ作左衛門儀

御用^ニ付他所へ罷出 秀吉公浜松へ御到着の日罷帰 旅出立^(いでたち)ニて

直^ニ登城致す、御軍旅の義とは申なから、はしめて秀吉公

御入之義共、御馳走の粧夥し、御城中も賑々敷様子也、然ル

所^ニ、作左衛門苦々敷不機嫌なる顔色にて、秀吉公旗本衆

井上方諸大名も列座の中にて、家康公^ニ向ひ、殿々と呼

かけて、扱々殿は珍敷馬鹿をめされ候者哉、抑国持大名

といわるゝ人か我居城を明けて人^ニ貸といふ事か有作法

にて候哉、ケ様の不埒からは、殿は女房衆をも人^ニ貸し給ふ

べしと、苦々敷^(のいし)□りて、其俣宿所へ罷帰ル、家康公ハ何を

うつけをハ申そと被仰、扱一座の衆中へ被仰けるは、只

今のやつか言語を御聞候哉、今日の義^ニ候所^ニ近頃^(くや)是悲^ニ

不及仕合^ニ候、あの男めハ本多作左衛門と申当家の譜代者^ニ而

我等若輩の時より奉公仕、出陣毎^ニ供を欠ぬ如形武辺者、場^(かかさ)

数も有奴^ニて候へ共、大キ成気随我俣者^ニて、人を生たる虫共

思ハぬ様成生れ付の奴^ニて候、各御聞候所にてさへ只今のごとく

候うへは、我等と差向ひの時の義を御推量あられ候へ、乍去

常は兎も角も今日の義^ニ候所^ニ、近頃不届千万迷惑也と

仰ければ、一座の衆中、口々に此作左衛門義は、上方にて内々

承たる仁に候、あの様成能人を御抱被成候ハ、扱々御重宝

成ル御事^ニ奉存と、各御挨拶被成ける、此作左衛門儀、

若斯手荒き無分別の様^ニ有之所^ニ、御領分諸事を申付ル^ニ

奉行の内、壹人^ニ被仰付、其砌、御旗本中の沙汰^ニ是計は

御見立の違ひにて有べし、作左衛門ニ限り、奉行職杯の一日も

成人柄ニて無之と、諸人積りの外、何の非道成義もなく

勿論依怙鼻肩杯といふこと、少しも不致、明白ニ吟味遂て

物毎の埒も早く明ク也、依之、家康公の御眼力の程各々

奉感となり、是節の取沙汰ニ仏高力、鬼作左、ドヂヘン

ナシノ天野ニ郎と申けると也、三奉行高力与左衛門、本多
作左衛門、天野ニ郎兵衛門なり惣して

作左衛門は、物のくどきをきらい、手みじかく埒明事をこのむ

生質なり、或時旅宿より女房の方へ文を指越とて

一筆申、火の用心、おせんなかな、柿ニツ、馬ニやせ、かしくと

書て遣しけるとなり、おせんとハ、作左衛門娘とかや

一 織田信雄の御取持を以家康公次男参河守殿十一歳の

御時、御上洛、秀吉公の御養子に御成、秀康と名乗給ふ、依而

秀吉公よりハ成程御入魂の様子にて、節々飛脚を以御音信

有之といえとも、家康公二円に御取合不被成、或時、羽柴下総守

罷下り、秀吉公、秀康公父子の衆へ、御對面の御為且又各御

上京も不被遊義候へハ、御慰なから、近き程に御上洛遊ハし、可然

と申上、家康公、聞召、秀吉へ参会して、何の用もなし

秀康事は、昔は我子、今は秀吉の子なれば、親父の

秀吉にさへ用のなきに、増てや若年の秀康は尚更用も

なし、其上信長御代度々上京したれば、都床しく思ふ

事なし、頃日の楽しみに者領分を廻り、泊還りの鷹野を

する、是ニましたる慰なしと思ふ、何に付て、我等上洛

すべき子細なし、但秀吉頃日の威勢に付て、我等出仕させ
んと思はるゝ義は、夫れは秀吉の奢なり、若左様の心底な
らば、其方有様に申されよ、家康か心得に成事やと被仰
下総守承り、中々左様の儀にては無御坐候、私の料簡を以
申上候と言て頓而御暇を給はり罷帰、秀吉公へ右之段申上候
其後、秀吉公の御妹子を浜松へ御輿入有候且亦、御母義
をも人質に岡崎の御城へ入参らせらる、依之、家康公
御上落被成、秀吉公と御入魂の儀調なり

一 天正三年、家康公三十四の御歳、近藤何某ニ御加増被仰付也
御加増の地ハ大賀弥四郎代官の内にて渡す、弥四郎元来御中
間成しかとも、其身才覚有て地方ニ達し、惣して物毎ニ積り

能致ニ付、御勝手向諸事御爲の者也、奥郡大郎代官被仰付
其身は常に御城へ相詰、岡崎へも参て信康公の御用迄相勤
弥四郎なしてハと上下存る程也、然ルニ此弥四郎何の程ニか
身の上を忘れ奢の心付て、御家の能衆の振廻をしたがり
御旗本ニ而数度御用ニ立武辺有御譜代衆をも、己か不合
口なれば悪様ニ取成、殿中道路の出会ニも見ぬふりを致ニ
付、諸人不届者とは存れとも、家康公御前近く出頭仕ル
者なれば、我人口を閉めて云者なし、然ルニ近藤御加増地
を受取儀ニ付弥四郎へ相談ニ行処ニ、弥四郎近藤ニ向ひ、貴
殿事を御前被成申上たる故、左様の義ニて今度御心付
をも被仰付御奉公ニ精出し給へ、我等儀も尚又如在いたす

間敷候といふ、近藤聞て大ニ不興して、其座より直ニ家老衆へ行て、頃日拝領仕る御加増をハ差上可申候、申受候義成間敷候、此段被仰上候へと申、家老衆ハ合点参らぬ事を被申、其子細は如何にと被尋、近藤申候ハ大賀弥四郎拙者ニ申聞候ハ、今度の御加恩とハ自分取成を以被下候、弥御奉公励候へ、以来尚以如在に不存杯と申候、いかに拙者小身ニて勝手向迷惑仕ルとても御家中ニ無隠大悪人の弥四郎ニ少しにても取成れ御加増拝領仕候ては武士の穢ニなり申候、一粒にても申受候儀不相成候、ケ様ニ申上候義不届ニ被思召切腹仰付られ候ハ、不及是悲ニ、たとへ腹をハ切申とも弥四郎が

取成にて御加増は弓矢八幡拝領仕間敷と申離せしにより、家老衆も下ニ而納難く御耳ニ被爲達、家康公聞し召則近藤を召て御尋被成、日頃風聞見及たる弥四郎か悪事数々証拠を引正して言上ス、家康公委細聞召、是程の悪事を工む弥四郎義を家老目付一円ニ不申上段御不審ニ被思召、寄々御吟味被遊候処、弥四郎ニ一味の山田八蔵と申もの打返り、訴人ニ出弥四郎儀悪人かた^{あすけ}らひ足介の城を責取、^(攻)武田勝頼を岡崎の城へ引入んと工ミ候と言上仕ルニ付弥四郎父子、夫婦已上八人搦捕磔ニ被掛、其外同類悉く御成敗被成、弥四郎儀は浜松岡崎両御城下町中を引渡し、其後岡崎の四辻にて首より

下を土ニ埋ミ竹鋸を以首を引せ扱はり付ニ被成也、右近藤
義は、廣忠公御代より毎度走り廻りの御奉公仕、武道の
心懸深き仁なり、一とせ岡崎御城近辺御鷹野ニ御出被
成時、田を植る下郎共の中ニ近藤交りて自分早苗を取
居けるか、御出を見て田の中へ顔を差入泥どろを付て見知
られ参らせぬ様ニ致といえとも最前ニ御覽じ付られ、御供
の衆へ、あれは近藤ニてはなきか近藤ならば召して参れ
と仰ける故走りて行て近藤召と呼かくれば、近藤
是悲に
不及畏り候迎、泥水ニて面を洗ひ田の畔ニ棒を立、蓑笠を
懸たる下ニ刀脇差をくゝり付て置たりしを取出し指
て道へ上り御前ニ畏る、身ニ着したる洪帷子の破れ

たるニ纏たすきの躰ニて目も当てられぬ様子なるを傍輩
中見て扱も笑止なる仕合哉と、各汗をかく処ニ、上の思召
は一向左様ニ無之、我等小身なれば其方扱始家中の面々
ニ知行加増取らする事もならず、当り前の知行計
にては人馬武道具嗜たしなみもならず、事足らぬ故ニケ様の
手作をして自分辛苦いたす事不便次第なり、今の
内は随分といやしき業をして成り共、取続奉公せよ
我も人も、前ニ苦勞して後ニ楽しみをする様ニ心得
たるか能(よく)そ、早く帰りてかせけと仰られ、御泪くま
セ給へば近藤義は不及申ニ御供の衆中皆是を承り
各泪を流し辱奉存はつかしうとなり

一 天正元年四月十二日、武田信玄五十三歳にて死去有よし浜

松御城下ニて風聞有、其節、家康公仰けるは信玄死去の

段誠なれば近頃惜き事なり、家康若年の時より信玄

のことに弓矢を取習ふべしと思ひて方に心付たる事

多し、然ば信玄は我等か為ニ弓矢の師匠なり、此節手切

の砌なれば吊(弔)の使(つかい)こそやらすとも、隣国の名将病死を悦

事にてハなし、家康が心底若斯なれば家中の面々

迄も其心得可有事なり、縦敵にもせよ名高き名将の(たとひ)

死去と聞て痛悔有は猛き武士の心なり、其上隣国ニ

剛敵あれハ武道の励ミ嗜ミにて国の仕置をする共、

敵国へ聞へを憚下墨を恥る故、自然と政道ニ(たがひ)て違

する法も正しく成道理あれば、畢竟味方の長久ニ家(なる)

を保つ基ひなり、扱亦隣国ニ左様の剛敵無之時、味方弓

矢の嗜を薄くし上下共ニ手前ニ高ぶり恥恐敷事

なき故、追日励ミを忘れ年を追て鋒先弱く成物

なれば、信玄の様成敵將の死去せらるゝは少しも悦ぶ(よふなる)

事ニあらずと被仰に付て、御家中末々まで伝承り

上を学ぶ下ニて、信玄の死去を口真似の様ニ惜となり、但

在々所々の百姓町人ニ至ては、信玄在世の間やゝも

すれば、参遠両州の間へ出馬せらるゝニ付て、山入するニ

迷惑して、信玄を疎み果けるを死去の儀を聞て大に

悦ひけるとなり

一 天正五年八月、勝頼弑万計の勢にて横須賀表へ働出、浜辺

へ懸て陣を取、家康公御父子共ニ御出馬ニて、横須賀より

四丁程北なる丸山ニ御旗を立てらる、御家中の面々は浜辺

江押出し備たり、去れとも敵味方の間ニ入江有之故、互ニ鉄

砲を放す計にてさまてのセリ合はなし、然ル処ニ信康公、

鈴木長兵衛唯孝人召連、勝頼の旗立し所より弑丁程近く御

乗寄セ物見を被成、家康公へ是悲合戦を被遊可然と

被仰上、家康公仰けるは敵は大軍味方は小勢成ニ、

切所もなく打合せては無勝利ものなり、此後逆も左様ニ

心得候へ、乍去若き人ニは似合たる心はセニ候と被仰、合戦ハ

不被成、御帰陣の後、家老中へ被仰けるは、信康我等への

差図は過分也、いかさまニも独分別にては有間敷と仰

られけるとなり

一 天正七年、家康公と信康公御中悪敷被爲成、岡崎の

御城を出しまいらせ、二俣の城へ被遣、服部半蔵天方山城

両人ニ被仰付御生害ニ究る、信康公御最期ニ至而兩人へ被

仰けるは、手前誤の段は数々の義なれば今更申訳の

可有様もなし、然ば如此被仰付事御尤の儀也、併逆心と有

義は毛頭信康が身ニ覚なき事也、力不及と被仰、御馴

染の面々へ御伝言被仰置、菩提の義は大樹寺へ頼入候間

能々申セと被仰、扱御腹^{下上}切被成時半蔵介錯頼と被仰と

いえとも、半蔵落涙ニ沈ミ惣身ふるひて刀を抜可申方角

もなく見ゆるニ付、時刻延候程御苦痛被成も如何なれハ
天方山城御介錯を申上候、信康公御年廿壹才八月十五日
御生害なり、右信康公御最期の様子目付衆言上致故
委細達御耳ニ、家康公被仰けるハ半蔵めハ如レ形武辺
者なれども、信康か最期ニは腰か抜けるよな、道理々々
と被仰けるとなり

一 家康公小田原御陣立の前、御旗本の役人被仰付小宮山
亦七郎をも御長柄奉行ニ被成、其時の御意ニ亦七郎儀いまだ
年若き者なれ共此役儀を申付る事別の子細ニあらず、
兄の内膳武田勝頼へ側近く奉公仕る処ニ、傍輩讒言
を以^{下上}当勘ニ合塾居の身なから、勝頼最期の場所へ尋

行、勘当をゆるされ悦んで最期の供を仕る、志誠ニ武
士の手本なり、其内膳ニ子なければ跡を吊^(弔)ふものなきを
不便ニ思ひ、弟なれば亦七を呼出して一家を立たるそ
今度ケ様の事を申付る事も兄の内膳へ対しての義
なり、此旨能心得て少しも其身の誉を不思、兄の内膳か
蔭とおもへと被仰渡けるなり

一 家康公濱松の御城にて或夜家老中江御尋ニ、先
年長久手一戦の刻、我等小勢を以秀吉大軍の跡を追て
一戦を仕懸、北野・岡部・榊原・大須賀・本多等か働を以、三方ニ
及敵軍を切崩し、殊更秀吉の秘蔵の侍大将森武蔵
守、池田勝入父子を討取其首共を見て居たる処ニ高

木主水、内藤四郎左衛門来て気を付し故、早く小幡の城へ勢
を入る所ニ如案秀吉味方の敗軍を聞て大ニ怒り、即刻
楽田を打立龍泉寺迄来られ候へ共、我等小幡へ引入たる
と聞て是悲なく其夜は田中ニ陣を取夜明ハ小幡の
城を攻んとの用意致す、其夜其方達相談にて秀吉
の陣へ物見をかけ様子を伺ひ見ルニ、式万余の軍勢は
睥としたる作法もなく野にも山にも我かちニ陣取、夜守
夜戦の心掛も無之と申に付、夜軍ニ仕懸ケ候ハ、何の手
間も不入大ニ勝利なるべしと勧めに逢しか共、家康
曾て同心せず、結句其夜の内々密ニ小幡の城を明退き
小牧へ帰る者を手ぬるき様ニ各を先として家中の

面々沙汰セしにと聞、先ニ付其夜田中の陣へ仕懸秀吉
を必討るべき積りを考へての勧めか亦是其覺へな
けれども軍には可勝との事かと被仰、其陣に御供セしは
家老計りなれば互ニ目を見合早速御受難成、漸々
有之候とも秀吉を必定可奉討との考とてハ無御坐
までも御勝利ニおいては疑ひなしとの積り迄の儀ニ候
と申上ル、家康公仰けるは、定而左様ニ可有之と我等
も推量セし也(たとへ)縦ハ田中ニ陣取人数壱人も不残討取ても
秀吉といふ人を討もらし赤裸にて上方へ登せたらんニハ
家康か身の為不宜、去程ニ長久手昼の合戦ニ、森、池田
等三人を討取しをさへ壱人にても能ものと思ひつる

そと被仰けるとなり

一 家康公、或時御家老中杯御咄しの刻、各は小僧三ヶ

条と云事を心得候やと被仰、何も終ニ不承義申上ル

去らば聞候へ迎御咄し有、山家の出家里より壱人の寺

弟子を取小僧として召仕ふ処ニ、此小僧或時里へ逃

下り親へ歸りて申けるは、我等ことヶ様ニ頭を丸め候

からは、何卒学問をも勤出家を遂申度存、是迄

随分と堪忍致といえとも、師匠坊余りニ無理成事を被

申被致折檻候付、何共難凌歸り来ルと云、親共聞て

夫程ニ迷惑いたすとあれば如何様の事ともやと問へハ

小僧こたへて、常々迎も是は尤と存る義は無之候へ共

就中差当り迷惑仕ル事三ヶ条有之候、第一ニハ師の坊

髪を剃習へとて剃せ候へ共、我等剃習の事なれば時々

剃刀の先入事も有て血杯出候へハ大ニ被致折檻候、第二ニハ

味噌を摺候ニ、摺様が悪敷候迎朝夕致折檻候、第三ニ

用を達しニ雪隠へ参候へハ雪隠へ行か曲事とて折

檻ニ逢申候、抑ヶ様の次第ニては一生勤り申ものニて候や

と云を、親共聞て左様の事共にては其方居たまり

かたく存るは尤の事也、如何ニ弟子ニ取りたればとて

先は師の坊の余りニ不届なりと立腹し、即時ニ寺江

行、住寺ニ逢て散々ニ不足を申小僧を取返すといふ

師の坊聞て総して沙門の勤は六ヶ敷物成故、其身ヲ始

親類迄も何卒出家を遂させ度と存てさへ遂るは稀まれ
なるニ、ましてや其方杯小僧が申処を誠と思ひ兎や角
云るゝ心にては、迎も出家は遂ましければ、望のことく
小僧を返すべし、乍去諸人の聞へもあれば、右ニケ条の
云訳をハ致すなり、先味噌を摺様か悪敷とはあら
ざる義、寺も在家も味噌を摺小木にてこそ摺ものなるに
小僧めは塗杓子の背ニて摺候付、朝夕拙僧世話して
申けれども一円不聞入、頃日迄ニ杓子を二、二本も摺こわ
し候迎、膳棚のすみより取出し見する、次ニ雪隠へ行て
用事を達すをしかり候与有は是も子細有事なり
各も存候通り例年代官衆当村へ被参候時は、定りて

当寺を宿ニ被致候付、雪隠遠くては不自由と可有迎、地下(ちげ)
中相談にて馳走の間ニ客殿の近所ニあたらしく作り候
得共、是ハ代官衆の為計といたし、愚僧をはじめ誰迎も
此雪隠へ行ものなきに、小僧め老人受取ニして参ニ付度々
申付れ共不聞入候、扱また髪を剃候事ハ出家の勤も同じ
事ニ候へハ、如何にもして剃ならへとて、我等頭を□□ニして
手習ニ剃せ候へハ、頓頓而剃習頃日は己の頭を自剃する程ニ
なり候付、まして人の頭は手際能剃候故、此程も髪を剃せ
候へば態と如是致とて、頭巾をはつしたるをみれば、何十
所となく切はつり、頭巾ニ血留付疵薬を塗付たり、小僧か
親是をみて、横手を打大ニおとろき迷惑して段々の

詫言を尽しけるとなり、是を小僧ニケ条とて、怪き
事の様なれとも、国持大名を始其下の家老用人物頭奉行
目付横目役抔勤める面々、此心を肝要なり、一方を聞て沙
汰ニ及時は、格別の相違有之ものなりと被仰けるなり
一 天正の頃関ニ東下はりの城主の城、たとへニ千葉殿ニ酒井と
申ける、其頃千葉殿ハ下総国佐倉ニ在城なり、原と云家
老は笛吹うすいの城ニ有て主君の千葉殿よりも威勢強又原
か家来上総の国堂金の城ニ酒井、同国の土氣の城ニ酒井
伯耆、是兩人原か家来ニて主の原ヨリにて威勢を振ふなり、
世話に此儀を取沙汰して申けるなり、然ル天正十八年小
田原北条家滅亡の以後、秀吉の御差図を以北条持の国々

家康公御領地ニなる、此年関東御入国と申也、扱北条家の
諸浪人江府へ罷出、手引伝を求め御帳に付御家へ御奉公
を望奉ルニ依而、御吟味之上年々御旗本へ被召出、其せつ
笛吹の原か子吉丸、堂金の酒井か子ニ金三郎御奉公人と
なる、然ルニ城主州伏見の御普請の時、家康公御庭江出御
の事有、当番の衆各御供ニ出ル、吉丸御腰物持故草り
をはきに行事ならず、跡ニて煙天の敷石ニかゝみ居
けるを金三郎見かねて京草履を持行てはかせ
ける、傍輩中是を見て近頃珍敷事也、縦如何様成入魂の
筋目有ば迎諸侍の目前にて友傍輩ニ草りを直し
はかするといふ事やと専ら取沙汰ニなる、其節までは

御旗本・御譜代衆の中さへ安祥・山中・岡崎杯と時代を吟味

して膝を張、新参衆の中にも上方衆・甲州或は小田原の

衆杯と面々格々(各)の意地を立、何事といへば一かたまりニ成

て互ニ膝を張時節なれば、酒井の噂を云幕券りては如何

と有、目付衆相談して御耳ニ入処ニ家康公も此事

先達而御存被成、兼而御不審ニ被思召し折節なれば金

三郎を御吟味被成に付、金三郎申上ルハ只今兩人共御家へ

被召出傍輩に罷成候得共、其已前の儀を申せハ吉丸ハ我等

主筋にて御座候、若年の吉丸炎天ニす足ニて難儀ニ有

べきと見兼て草履を持行はかせ候、此外何の子細も

無御座候と申上ル、家康公聞し召して金三郎若輩た

りといえとも武士之本意を弁へ昔の主の子ニ如在(たよき)をせぬ

は奇特也心入なり、其心からは家康か恩をも恩と思ふ

べきなれば近頃頼母敷侍なりと上意有、其後御加増

被下、始め兎や角批判せし面々も此訳を聞口をとじる、

家康公物毎ニ御吟味不浅御事と奉感也、其後御旗本

諸人の心入批判し、主筋は不及申ニ一度番頭・組頭と

在て一日も支配受たる仁、一つは其身何程よき仕合ニ成

上りても出合の礼を厚く心入をも致を本意とし、其

勤を不立をそしることくになること今年今日迄御旗本

の風俗なり

一 関八州家康公御領地ニ成候へ共御居城の儀ハ未何方共

不被仰出、去^ニよつて御旗本諸人の積り拾人^ニ七八人は相
州小田原と推量仕ル、其内弐三人は鎌倉にて有べし杯
と申衆も有処^ニ、秀吉公と御相談にて武州江戸御居城
にと被仰出、諸人手を打、是は如何^ニとおとろく、其子
細、其時代迄は東の方平地の分ハ爰もかしこも汐入^{しおあし}芹
原^ニて町屋・侍屋敷を十丁と割付へき様もなく、扱亦
西南の方はひやう／＼と萱原にて武蔵野へ続き、何
をしまりといふべきやふもなく、御城と申せハ昔より
一国と持御大将の住たるにもあらず、上杉の家老太田道
灌斎初而縄張取たる^ニ、其後北条家の遠山居住せし
まてなれば城もちいさく堀の幅もせまく門塀^{へい}の体

中々浅間なる様子なれば、関八州の太守の御座城^ニ
も成様体には人々不存寄もことハりなり、然ル^ニ段々御普
請被仰付、御旗本小身衆ハ地形^ニ手間取らぬ様^ニと被仰
付、御城より北西^ニ当り大番丁とて最初^ニ屋敷を割被
仰付、誠^ニ御積りのことく岡の土を引、谷を埋上ル故普請^ニ
手間少き也、次^ニ川筋^ニ水除・汐除の土居を築、葭原を苅
立、所々^ニ舟入の堀川を当、其土を以地形を上ケ惣町屋
を割被下、夫よりも段々諸大名へ御渡し被成、其後天下
の被成御座^(いぢなせ)日本国の貴賤寄集り家居をなすに付テ
上下の屋敷取広大なりといえとも、畢竟江戸中にて本
田のつぶれハ少計にて、大方は野方入海を以事済なり

就中江戸中へ天下の人民入込しニ付、田畑の養ひ自由なれハ昔より茅萱のミ生し武蔵野も上々の畑ニ開らき、新ニ百姓の家居となし、村里数限りもなし、然は御城内より大名やしき・町屋・寺社へ掛大分の地面なれば田畑の広かりしこと其拾倍なり、若レ斯の損徳迄賢慮ニ洩るゝ儀なし、當時天下の貴賤入込何ニ一色事の欠る事もなし、諸用足り候得ば万民居住いたし安し、右百年已前関東御入国の砌の江戸の様子承り伝へ考見ルニ如此都ニ可成とは不存、然ルに野萱原の時存候ハ繁昌たるべきと御下墨被御遊、太神宮の御賢慮の程奉感も愚なり

一 太閤秀吉公朝鮮国征伐之刻、家康公と築州名古屋(筑)(護)

の津ニ御在陣被遊ける、然ル処ニ朝鮮渡海の軍勢永陣に退屈いたし上下共ニ帰国の思ひ有、依之彼国征伐の事はか不行と風聞有、此由秀吉公の御耳ニ入、家康公并前田利家・蒲生氏郷を招給ひ、異国退治ケ程迄手間可取事ニあらず、頃日聞ハ日本の軍勢上下共朝鮮永陣ニ退屈して各帰国の事のミ思ふと聞、近頃未練みれんの仕合なり、左様の義共ニては迎もはか／＼敷事は仕ル間敷間、今度は秀吉自ら渡海すべし、然者利家・氏郷両人も同道すべし、我跡の儀ハ家康御残候へハ何気遣も無、扨秀吉令渡海程ならば朝鮮国の儀は不及申ニ大明迄即時ニ押入、唐人めら悉撫切ニして四百余州を時の間ニ切随へ大明国の王とならん

事何の疑ひ不可有と大ニ広言し給ふ、利家・氏郷も如仰
人生は束の間の世の中ニ候処、今かゝる時代ニ生れ異
国ニ武名を残さんこと本望至極ニ候と兩人共ニ快氣し
たる被申様也、其時家康公御機嫌以外の外損じ、利家・
氏郷へ向ひ給ひ、抑家康不肖の身ニ候得共、若年の頃より
数多の敵ニ出合ひ所々におゐて戦といえとも終ニ不覚の
名を取たる事も無之候、然ルニ今度、太閤自身ともしづな纜なヲ
とかれ、其元御両所御渡海有らるゝ中ニ家康壱人残り
日本の留守と有之儀一円合点不参候、此義におゐてハ
幾度仰承り候共急度違背可仕と、にか敷被仰出、爰ニ
おゐて浅野弾正末座より進ミ出て、是ハ徳河殿の御道

理至極ニ候、頃日秀吉公の御心ニ者狐か入替り候哉、前々の
秀吉公にては無之候間必御立腹被間敷与申、太閤聞セ
給ひ大ニ立腹まし、己れ弾正め秀吉ニ狐か付たるとハ何
事ぞ、其子細をいへと片膝押立責らるゝ、弾正少しもひる
まずして申けるは、抑、朝鮮・大明の者共、日本へ対し何様
の科を仕り如此被仰しや、よしなき儀を思召立候故、日本
の諸軍勢朝鮮へ渡り在陣仕候へば、兵糧万事の入用ハ
いくばくニ候、夫のミならず日本国中の産案もならず、跡
先の貴賤・諸人歎御前ニ知し召れぬも愚ニ候、然ル処ニ又候、
御渡海被遊、殊ニ利家・氏郷迄罷越ニ付ては、北国奥州
へ懸ケ数万の軍勢召連絡ふべし、左様にては日本の人は

なきと申物ニて候、若其跡ニて所々にて一揆起り候か又ハ日本
国の無勢を聞及び異国より寄来候時、徳川殿御老人ニて矢猛ニ
思ひ給ふ共難被成可有之候、爰を以留守居をいやと被仰ハ御
道理なり、下郎のたとへニ人取る胴亀か人ニ取らるゝとかや
朝鮮大明を取らんと申し召内ニ日本ニ災難出来可申候
は眼前ニて候、ケ様の御思案無之殿ニては無之ニ今日の
上意ハ、ひとへニ狐の入替ル智恵かと某は存ると申、秀
吉公聞し召、道理は兎も角も何れ主ニ向い慮外者与
御申、刀の柄ニ手を懸ケ給ふ、利家・氏郷取押留弾正をハ我々
成敗可仕、御手をよこさせ給ふ事勿躰なしと申上ル、兩人
弾正をにらみ立かしと思へ共不立、時ニ家康公御座を

立セ給へは弾正も御見送りの為罷立、自分の陣所へ帰り秀
吉公尤と思召にや自分渡海の沙汰止られ、無レ程弾正も
罷出前々のことく出頭いたしけるとなり、其頃諸家の取
沙汰ニ家康公渡海の御望、弾正か座敷の取持名人
の寄合やと申けるとなり

一家康公、常々の上意ニ人の主と成て家来の召仕ふニ忒
ツの心得有といふは、其身生れ付律儀ニして、主の為を大
切ニ思ひ、友傍輩ニ対し我俣のこゝろなく、おとなしき所有
然れとも智恵才覚を兼たる者ケ様の者をハ如何程も目
を懸取立、家の仕置国の政道をさせても危事なし、重
宝第一の侍と是をいふ、次ニ能を仕ふと云は其身心立さの

ミ不_レ宜といへとも、何そ一通り勝たる所有て一方の助と成時は、大_ニ益_ニ立者なり、是又目を懸仕ふ角せされば、事の様たらぬ物そ、爰の所を能分別して人々の本とする所ヲ見届ケ、人を仕ふ様_ニするものなりと被仰、此上意に付家康公江戸の御城に御座の時、御見舞_ニ四座の猿樂共罷下、其節は御城_ニ能有之、諸旗本へ見物被仰付、御料理被下、白洲_ニは町人共並居て見物仕、御菓子鳥目等被下、右役者御暇被下内は、替ル_レ御夜咄し_ニ罷上ル、或時御咄し_ニ家康公、御若年の頃は三州半国を領し夫より段々大身と成、今関八州の守護被成、然は当時、日本_ニおゐても毛利輝元と、家康程国数を領する者諸大名_ニハなし

但し金銀といふもの思ふ様_ニ持れぬもの也、金銀とぼしくしては何そ_ニ付て、手の廻らぬ事有るものなれば、いか程有ても能ものなれ共、金銀を貯る_ニは蔵入多くせねば不成、蔵入多して八人持事_{被成}、人_{持たねば}国_{の守り薄く}其うへ合戦杯して敵_ニ勝事不成、何卒成へき事ならば人も多く持、金銀をも多く持様成積りは有間敷事かと被仰御笑被遊、御前伺公の面々如仰両様共_ニ御不足無之様_ニと有儀は、中々大底の者の積_ニハ参りかたく可有御座_与申上ル、爰_ニ今春座の大蔵大夫末座_ニ有之、此御咄しを承り翌日青山藤蔵宅へ参り、夜前午前_ニ如此上意_ニ候、其刻申上度程_ニ存候へ共、先は憚り多く其うへ

大事の積りを人ニ聞せ申も如何と存差控へ候、殿様御望のことく御人をも如何程も御用ひ次第ニ被召仕、其上御金大分出來致し様可有之物にて候、此段被仰上候へと申ニ付、藤蔵聞て夫は先以急御為也、扱如何様の積りなるそ尤の儀ならば申上、其方御奉公ニいたさん、先我等ニ云聞せよと云大蔵大夫其様子は直ニ申上候間、其節我申を御聞候へと申ニ付、藤蔵御城にて御機嫌を見合右之趣言上す家康公お笑被成、夫は如何様の積りにて候やと被仰、藤蔵私も其段承り其上にて可申上与存、相尋候へとも大事の義たり、御前ニて承り候様申候と言上あれば能慰なるべしと被仰、頓而大蔵大夫を被召寄、藤蔵壹人御傍ニ

被差置候而御尋被成、大蔵申上げるは、夜前殿様御意被遊候通り金銀の貯と申は、御領知の百姓共ニ高面を仕懸被納御蔵入多大分有様ニ仕、是を払申ける、扱は山川の諸運上過分ニ御取被成か、此両様の外無御座、然共左様被遊ては御領分の万民迷惑いたし可申、御仕置も直ニ被成、御家中の侍衆も多く被召仕候様ニ思召ニては、兎ても角ても御用金たまり可申子細無御座候、是ニ付金銀鉄銅等の出ル山の無之事は有間敷候、功者の山師を呼集め堀せ見申度(掘)候、若金銀多く出候へハ其国の賑ニも罷成可申、第一土中ニ埋れ有之金銀を取出し御用ニ立候へハ、何の障りニも不成して御重宝成と奉存と申上ル、家康公聞し召れ

其方壹人の工夫か亦誰そ其道の功者成者の申を聞ての

事かと御尋被成、大蔵承り、上意のことく上方には金山ニ

懸り候功者共多く有之付、其者の物語を常々承り及び

候と申上ル付、然らば汝か家の所作を止メ金を堀奉行ニ

ならぬかと被仰、大蔵承り何様ニも御上意次第と御請

申上、家業を弟子ニ譲り国々の山師を呼集め、是を

連て伊豆の国へ山入いたし堀子(堀)を寄て昼夜の境もなく

堀せたる処ニ、積りのことく少しも不違大分の金銀を

堀出し江戸御城へ納め上ル付、家康公御機嫌不浅、大

蔵を大久保石見守ニ被成、武州八王寺にて知行被下、瀧山

に居城を構へ、金に懸ル手代役の者数百人上下与力同心

のことく召仕、後々は伊豆計ニ不限関東所々ニおいて金山を

見立、佐渡の国へも渡り金山の仕置申付ル、石見守如此ニ

御取立被成といえとも元来心立悪敷故、分別違ひ第一ニ

身の程を忘れ奢を究め、種々の悪じをつくるはんか

為ニ諸役人をへつらい、公儀を掠たる事多し、然れ共

其身一代は無別事、死後ニ至て悪じ露頭し、子共兩人

共ニ仕置被仰付、跡式断絶ニ及、石見守は猿樂の中より

被召出、本多佐渡守は御手鷹匠成しを御取立被成、各微

賤の中より出、立身を遂る儀は似たる様ニ存れとも其志を

被召仕と御能を御用ひとの違ひ誠ニ顕然たる様子ニ

奉存なり

伊藤久作